

令和3年度（2021年度）第2回越谷市防災会議 報告資料

委員の皆さまからの意見に対する市の考え方をとりまとめました。

- ・意見数 17件・内訳 意見区分1「越谷市地域防災計画（案）」3件
（その他軽微な修正14件）、
- 意見区分2「越谷市国土強靱化地域計画（案）」0件、
- 意見区分3「令和3年度事業報告」0件、
- 意見区分4「令和4年度事業計画」1件

区分	ご意見・理由等	市回答
1	P93 第3 学校教育における防災教育 東京消防庁の本所防災館の体験ツアーを、教育の選択肢の1つに入れてもいいかもしれないと思いました。 地震体験の他、暴風雨や煙、都市型水害等の体験ができ、消火器を用いた消火体験もできるから、災害時に役立ち、また、災害をイメージできることが有効な予防策を考えるのにも役立つと思ったからです。	本市地域防災計画においては、地震疑似体験等の体験学習の推進について記載しております。ご提示くださいました体験ツアーもその一つであると考えております。今後も体験学習に関する情報収集を行い、越谷市教育委員会等を通じて周知・啓発を図ります。
1	大規模災害で、住民の支援不能と判断する基準や、当面の支援はできても継続不能と判断する基準、そして、その場合に、住民に対してどのように緊急退避勧告するかを将来、考えておいてもよいかも知れないと思いました。 例えば、富士山の大規模噴煙が非常に広域に多量に降り注ぎ続ける場合や、戦争、大規模地震でライフラインが広域に渡って壊滅し、復旧に数か月かかる見通しの場合など、①災害でそこに住めない人が大量に発生した場合や②あまりに被災規模が大き過ぎて、備蓄が不足しても（他県もまた同様の状況のため）食料等を補う目途が立たない場合があると考えたからです。支援不能と考えて早く「住民に自力脱出すること」を促すのが、その後の被害を抑える最善の策となることもあろうかと。	本市においては、災害時に近隣の市や県からの支援が受けられなくなった場合でも対応できるよう、中核市市長会をはじめとした全国的な支援ネットワークを構築しております。今後においても、あらゆる状況にも対応可能な支援ネットワークの拡充を図ります。 なお、武力攻撃事態への対応につきましては、「国民保護に関する越谷市計画」に基づき、県や国と連携して対処してまいります。
1	法律条項について変更となっている条項はないでしょうか。	災害対策基本法に改正があり、下記のとおり地域防災計画に反映しました。 1. 避難勧告・避難指示の一本化 ⇒計画全体の文言を修正しました。 2. 個別計画書作成の努力義務化 ⇒個別避難計画の作成を明示しました。

令和３年度（２０２１年度）第２回越谷市防災会議 報告資料

委員の皆さまからの意見に対する市の考え方をとりまとめました。

Ⅰ	組織名称、連絡先等の修正（合計１４件）	３．広域避難に係る居住者等の受け入れに関する規定 ⇒広域避難計画を県や国と連携して定めることを明記しました。 ご指摘のとおり修正いたしました。
４	イ．避難所開設・運営体制の整備、避難所開設訓練 この訓練時において感染対策の内容を強化していただきたい。 ・避難所内のゾーニング ・避難所内の感染対応 今後も感染対策は重要なポイントであり、避難所内におけるクラスターはあってはならない課題ととらえます。	令和２年度に、新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営マニュアル【災害発生時における避難所運営マニュアル追補版】を策定いたしました。本マニュアルには新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所内のレイアウトや、避難所内の感染対策についても定めております。災害時には本マニュアルに基づいた避難所運営を実施いたします。